

京情審答申第72号  
平成22年8月5日

京都府知事  
山田啓二様

京都府情報公開審査会  
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年10月16日付け1文教第624号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別表に記載する部分について公開すべきである。その余の判断は妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成21年5月13日、異議申立人は京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、平成21年5月27日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、上記請求に対する公文書として別紙2のとおり公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成21年6月3日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2及び別紙3のとおり公文書部分公開決定処分及び公文書非公開（不存在）決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成21年6月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙4に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成21年10月16日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 異議申立ての理由について

キリスト教主義を標榜する幼稚園で事業経費補助金を理事長の自宅のリフォーム費に不正流用していたり、少子化対策費補助金を教

会の長椅子購入費に流用していたこと等が発覚し、その1件が読売新聞と毎日新聞で報道された。上記の長椅子購入費は教育機器購入費にもぐりこませていたり、構築物の項目に宗教法人の施設の修理費等を計上していた。

牧師を園長兼理事長に据える幼稚園にあって、キリスト教を傘に、行政を信用させ、不正流用することは社会的に見ても許されることではない。

このような不正流用を防ぐため同宗派（〇〇会）の傘下の幼稚園について同様の流用が行われていないかを精査することが緊急に必要であり、園児の教育のために税金が投入されており、幼稚園に対する補助金が目的にかなった正しい使われ方がされているかを点検することが重要である。

また憲法の政教分離の原則（第20条）から見ても補助された幼稚園のお金を宗教法人である教会の設備や施設の費用に流用することは絶対あってはならないことであり、行政がそれを認めることは絶対許されない。

以上の理由で不開示部分の開示を切に要望するものである。

## 2 条例第6条第3号に該当しないことについて

実施機関は、学校法人が独自に設定や細分化することができる資金収支計算書の小科目を公開すること、また、固定資産明細表の金額及び貸借対照表の中科目以下の金額を公開することは、経営上の戦略やノウハウが外部に明らかになるもので、条例第6条第3号に規定する、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると主張しているが、何年も前に購入した固定資産や備品の内容を公開しても競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものとする。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、経常的経費に対する補助金の交付を受けている当該学校法人が、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項に基づき作成し、同条第2項に基づき実施機関に提出したものである。その内容は、年度の教育活動に対する収支の内容並びに支払資金の収支のてん末を明らかにする資金収支計算書及び内訳表（人件費内訳表）、年度の消費収支の内容及びその均衡の状態を明らかにする消費収支計算書、年度末における資産、負債、正味財産

(基本金等)の状態(財政状態)を表す貸借対照表及び明細表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表)であり、記載方法及び科目は学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に規定されているところである。

## 2 条例第6条第3号に該当することについて

私立学校は公教育の一翼を担い「公の性質」を持つとされており、その教育活動や経営状態などの情報は、学校法人が公共性を有する法人として説明責任を果たすため、主体的かつ積極的に公開することが私立学校法などで期待されている。

しかし、その一方で、学校法人が置かれている状況は、少子化の進行の影響もあり、私立学校間の競争関係は激しさを増しており、学校法人は特色ある教育を行い、独自の特徴を生かした経営戦略を展開しているところである。このような中で、学校法人が独自に設定や細分化することができる資金収支計算書の小科目を公開すること、また、固定資産明細表の金額及び貸借対照表の中科目以下の金額を公開することは、経営上の戦略やノウハウが外部に明らかとなるもので、その結果、競争上の地位その他正当な利益を害するものと考えられるため、経営内容が一定明らかとなる大科目については公開し、中科目以下の金額については、条例第6条第3号「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと判断し、非公開とした。

また、以上のことについては、京都府公文書公開審査会の平成8年5月17日付け京公審答申第24号においても、学校法人の計算書類において中科目以下の金額を非開示とした実施機関の処分は妥当との答申を得ているところである。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

したがって、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈しなければならない。

また、このような基本的理念を実現するためには、府が保有する

情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

## 2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書のうち、本件処分に係る情報が、条例第6条第3号に該当すると説明するので、これについて検討、判断する。

### (1) 本件対象公文書について

本件公文書のうち本件処分に係る公文書は、当該学校法人が、私立学校振興助成法第14条第1項の規定により作成し、同条第2項の規定により実施機関に提出した平成15年度から平成19年度の資金収支計算書、貸借対照表及び固定資産明細表（以下「資金収支計算書等」という。）である。

資金収支計算書等については、私立学校法第47条第2項の規定により、学校法人が毎会計年度終了後2月以内に作成し各事務所に備え置き、当該学校法人が設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には閲覧に供しなければならないと定められているが、利害関係人の範囲は、在学者の保護者や当該学校法人と雇用契約にある者などに限定されている。

また、資金収支計算書等に記載する科目については、学校法人会計基準によって区分された経費ごとの大科目及び中科目が定められているが、小科目については学校法人が独自に追加又は細分化できることと定められている。

### (2) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

学校法人は教育事業という公共性、公益性の高い事業を行うことを目的としており、その公共性、公益性を考慮して公的助成や税制上の優遇措置がとられている。

当該学校法人が経営する各幼稚園は、京都府及び京都市からの公的助成を受けており、平成15年度から平成19年度の各幼稚園の全収入に占める一般運営費補助金の平均割合が、〇〇幼稚園で約23%、〇〇幼稚園で約25%、〇〇幼稚園で約36%、〇〇幼稚園で約31%、〇〇幼稚園で約20%、〇〇幼稚園で約33%となっていることから、補助金の用途を示す経理内容を記録した文書の公開が求められているという限りにおいて、本件公文書については公的助成を受けていない法人のものに比して強い公開の要請があるものと考えられる。

他方、学校法人が置かれている状況は、少子化の進行の影響もあり、私立幼稚園間の競争関係が激しさを増しており、学校法人では特色ある教育を行い、特徴を生かした経営戦略を展開しているところである。このことから経理内容を記録した公文書を公開することにより、経営上の戦略やノウハウが外部に明らかになることに対する危惧があることも看過し得ないところである。

以上から、本件処分における条例第6条第3号の該当性については、私立幼稚園の経営が学校法人の自主性にゆだねられていることだけではなく、上記のような公的助成を受けている私立幼稚園特有の要因も考慮しつつ本件処分に係る以下の公文書について判断を行うのが相当である。

資金収支計算書等については、学校法人の収支の詳細な内訳、財産状況、資産運用等の実態、固定資産、借入金及び基本金の増減状況等が記載されており、経営状態を細部にわたるまで示すものであり、収入支出の実態などから学校の経営方針等がうかがい知れるなど、原則として非公開の要請が働くべきものである。

異議申立人が公開を求めている資金収支計算書等の小科目の金額は、学校法人の事業運営上の内部管理情報であり、当該学校法人の財政状況、経営戦略及び資産運用の実態を示すものである。これらの金額すべてを公開することになれば、他の学校法人の情報と比較し当該学校法人の経営方針や経営戦略、例えば、教員数、設備・教具にどの程度重点を置いているかなどをうかがい知ることができる場合があることから、公的助成を受けていることを踏まえても公開することにより学校法人の競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあると考えられる。

しかしながら、個別の科目によっては、時の経過によりそのおそれが薄れている場合もあると考えられること、また前述のとおり当該学校法人の運営費の相当部分が公的助成によってまかなわれており、経理内容を記録した文書については強い公開の要請が働くことから、当審査会としては、資金収支計算書等の会計年度の末日から5年以上を経過したものについては、個別具体的に競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性の存否を判断することが相当であると考えます。本件においては平成15年度及び平成16年度資金収支計算書等の小科目、中科目の金額及び摘要欄・脚注がこれに該当するため、それらについて個別に検討を行ったが、少なくとも現時点においてそれらを公開した場合に実施機関が主張する経営上の戦略やノウハウが外部に明らかになることによる、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められる。

したがって、今回の異議申立対象のうち、資金収支計算書等の会計年度の末日から5年以上を経過しないものについては、学校法人の経営上の戦略やノウハウが外部に明らかになることにより当該法人の正当な利益を害するおそれを払拭できないことから、中科目以下の金額、摘要欄及び脚注に記載された内容について非公開とするが、5年を経過したものについては、一定割合以上の公的資金を受け入れている限りにおいて、その用途に係る情報は最大限公開されなければならないという社会的要請を考慮したことに加え、公開することにより当該学校法人の正当な利益を害するとは認められないため公開すべきである。

### 3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 参 考

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日	諮問書の受理
1 1 月 2 6 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 2 2 年 1 月 1 2 日	第 1 回 審 査 会
1 月 1 8 日	異議申立人の意見書の受理
2 月 1 5 日	第 2 回 審 査 会
3 月 1 9 日	第 3 回 審 査 会
5 月 1 4 日	第 4 回 審 査 会
6 月 1 1 日	第 5 回 審 査 会
8 月 5 日	答 申



別 表

	公 開 す べ き 部 分
資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の小科目の金額                設備関係支出中                    教育研究用機器備品支出                    その他の機器備品支出                (会計年度の末日から5年以上を経過しないものを除く。)</li> </ul>
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の小科目の金額                有形固定資産中                    建物                    構築物                    教育研究用機器備品                    その他の機器備品                (会計年度の末日から5年以上を経過しないものを除く。)</li> </ul>
固定資産明細表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の小科目の金額                有形固定資産中                    建物、                    構築物、                    教育研究用機器備品、                    その他の機器備品                (会計年度の末日から5年以上を経過しないものを除く。)</li> <li>・摘要欄                (会計年度の末日から5年以上を経過しないものを除く。)</li> <li>・脚注                (会計年度の末日から5年以上を経過しないものを除く。)</li> </ul>

< 公文書公開請求に係る請求内容 >

平成 15 年度から平成 19 年度までの京都府私学幼稚園運営費補助金に係わる

1. 当初予算書、補正予算書
2. 収支決算書
3. 消費収支計算書
4. 貸借対照表
5. 補助金申請書
6. 補助金実績報告書
7. 資金収支計算書
  - イ. 教育研究経費支出の通信費、修繕費、諸会費の明細及び領収書
  - ロ. 施設関係支出の建物支出、構築物支出の明細
  - ハ. 設備関係支出の教育研究用機器備品支出およびその他の機器備品支出の明細

【開示を希望する幼稚園は以下の通り】

1. 学校法人〇〇学園    〇〇幼稚園
2. 学校法人〇〇学園    〇〇幼稚園
3. 学校法人〇〇学園    〇〇幼稚園
4. 学校法人〇〇学園    〇〇幼稚園
5. 学校法人〇〇学園    〇〇幼稚園
6. 学校法人〇〇学園    〇〇幼稚園

## ＜特定した公文書とその公文書に対する処分内訳＞

幼稚園名	年度	当初予算書	補正予算書	収支計算書一式	交付申請書	実績報告書
○ ○	15	部分公開	非公開（不存在）	部分公開	部分公開	部分公開
	16		部分公開			
	17		非公開（不存在）			
	18		部分公開			
	19		部分公開			
○ ○	15	部分公開	非公開（不存在）	部分公開	部分公開	部分公開
	16		部分公開			
	17		部分公開			
	18		部分公開			
	19		非公開（不存在）			
○ ○	15	部分公開	非公開（不存在）	部分公開	部分公開	部分公開
	16		部分公開			
	17		部分公開			
	18		部分公開			
	19		非公開（不存在）			
○ ○	15	部分公開	非公開（不存在）	部分公開	部分公開	部分公開
	16		非公開（不存在）			
	17		非公開（不存在）			
	18		非公開（不存在）			
	19		非公開（不存在）			
○ ○	15	部分公開	部分公開	部分公開	部分公開	部分公開
	16		非公開（不存在）			
	17		非公開（不存在）			
	18		部分公開			
	19		非公開（不存在）			
○ ○	15	部分公開	非公開（不存在）	部分公開	部分公開	部分公開
	16		非公開（不存在）			
	17		非公開（不存在）			
	18		部分公開			
	19		非公開（不存在）			

※収支計算書類一式：資金支出計算書、消費支出計算書、貸借対照表等

## ＜非公開とした処分の内容＞

	公開をしない部分の概要	非公開理由
収支予算書 補正予算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小科目の金額 (補助金収入を除く)</li> </ul>	京都府情報公開条例 第6条第3号該当  ・「公認会計士の印影」 公にすることにより当該公認会計士の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため  ・「学校法人理事長の印影」 公にすることにより該学校法人の運営上の正当な利益を害すると認められるため  ・「監事の印影」 公にすることにより個人の正当な利益を害すると認められるため  ・上記以外の部分 公にすることにより当該法人の財政状況及び学校運営の詳細が知れることとなり、当該法人の自主性が損なわれ、事業運営上の正当な利益を害すると認められるため
資金収支計算書 消費支出計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1大科目に対して1小科目の場合の小科目名</li> <li>・積算基礎、備考、記事各欄</li> </ul>	
収支計算書類一式		
監査報告書 (公認会計士)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士の印影</li> <li>・監事の印影</li> </ul>	
資金収支計算書 資金収支内訳書 消費支出計算書 消費支出内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小科目の金額 (補助金収入を除く)</li> <li>・1大科目に対して1小科目の場合の小科目名</li> </ul>	
人件費支出 内訳表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小科目の金額</li> <li>・細分科目の金額及び科目名</li> </ul>	
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中科目以下の金額</li> <li>・基本金の部の各基本金ごとの金額</li> <li>・注記のうち次の部分               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要な会計方針                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 引当金の計上基準 徴収不能引当金 退職給与引当金</li> <li>(2) その他の重要な会計方針</li> </ol> </li> <li>2. 重要な会計方針の変更等</li> <li>3. 徴収不能引当金の合計額</li> <li>4. 担保に供されている資産の種類及び額</li> <li>5. 翌会計年度以降の会計年度において基本金への組入を行うこととなる金額</li> <li>6. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項</li> </ol> </li> </ul>	
固定資産明細表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中科目以下の金額</li> <li>・摘要欄</li> <li>・脚注</li> </ul>	
借入金明細表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入先の内訳</li> <li>・期首残高</li> <li>・当期増加額</li> <li>・当期減少額</li> <li>・期末残高</li> <li>・利率</li> <li>・返済期限</li> <li>・摘要欄</li> <li>・脚注</li> </ul>	
基本金明細表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各基本金の金額</li> </ul>	
補助金交付申請書 補助金実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人理事長の印影</li> <li>・補助事業費の内訳の金額</li> </ul>	

<異議申立ての対象となった処分>

	決定 内容	非公開部分の概要
資金収支計算書	非公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の小科目の金額</li> <li style="padding-left: 20px;">設備関係支出中</li> <li style="padding-left: 40px;">教育研究用機器備品支出</li> <li style="padding-left: 40px;">その他の機器備品支出</li> </ul> <b>【条例第6条第3号該当】</b>
貸借対照表	非公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の小科目の金額</li> <li style="padding-left: 20px;">有形固定資産中</li> <li style="padding-left: 40px;">建物</li> <li style="padding-left: 40px;">構築物</li> <li style="padding-left: 40px;">教育研究用機器備品</li> <li style="padding-left: 40px;">その他の機器備品</li> </ul> <b>【条例第6条第3号該当】</b>
固定資産明細表	非公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の小科目の金額</li> <li style="padding-left: 20px;">有形固定資産中</li> <li style="padding-left: 40px;">建物、</li> <li style="padding-left: 40px;">構築物、</li> <li style="padding-left: 40px;">教育研究用機器備品、</li> <li style="padding-left: 40px;">その他の機器備品</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・摘要欄</li> <li>・脚注</li> </ul> <b>【条例第6条第3号該当】</b>